

令和6年第2回 新座市教育委員会 定例会
会 議 録

| | | | | |
|---------------|----------------|--|----------------------|---|
| 招集期日 | 令和6年2月22日 午後3時 | 場所 | 市役所本庁舎304会議室 | |
| 開閉日時 及び宣告者 | 令和6年2月22日 午後3時 | 開会 | 宣告者 金子 廣志 | |
| | 令和6年2月22日 午後4時 | 閉会 | 宣告者 金子 廣志 | |
| 教育長 | 金子 廣志 | | | |
| 委員 | 議席番号 | 氏名 | 出・欠 | |
| | 1 | 鈴木 松江 | ○ | |
| | 3 | 脇田 美保子 | ○ | |
| 出席職員 | 議席番号 | 氏名 | 出・欠 | |
| | 2 | 小泉 哲也 | ○ | |
| | 4 | 宮瀧 交二 | ○ | |
| | ①教育総務部長 | ○ | ②教育総務部副部長兼生涯学習スポーツ課長 | ○ |
| | ③教育総務課長 | ○ | ④中央公民館長 | ○ |
| | ○ | ⑤中央図書館長 | ○ | |
| | ○ | ⑥歴史民俗資料館長 | ○ | |
| | ○ | ⑦学校教育部長 | ○ | |
| | ○ | ⑧学校教育部副部長兼学務課長 | ○ | |
| | ○ | ⑨教育支援課長 | ○ | |
| | ○ | ⑩教育相談センター室長 | ○ | |
| 事務局 | 戸川真理子、城間悦子 | | | |
| 会議事件名 | 発言者 | 発言の要旨 | | |
| 開会 | 教育長 | 令和6年第2回新座市教育委員会定例会を開会する。 午後3時 | | |
| 会議録承認 | 教育長 | 令和6年第1回新座市教育委員会定例会及び第1回教育委員会臨時会の会議録の承認について、質疑はあるか。 | | |
| | 各委員 教育長 | 承認 令和6年第1回新座市教育委員会定例会及び第1回教育委員会臨時会の会議録は承認された。 | | |
| 議案第30号 | 教育長 | 議案第30号「教育委員会の事務に関する点検評価報告書について（継続審議）」を教育総務課長から説明願う。 | | |
| | 教育総務課長 | 本議案は、継続審議をお願いしているものであり、令和5年第7回教育委員会定例会にて所管課の一次評価の結果をお示しし、第9回教育委員会定例会にて教育委員の皆様方による二次評価について御審議いただいたところである。その後、点検評価検討会議を開催し、4名の学識者の皆様から一次、二次評価を踏まえた講評を頂いた。委員の皆様事前に配布した令和5年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書の22ページから学識者講評を掲載している。 | | |
| | 教育長 委員 | また、本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、市議会に提出することも併せて報告する。 議案第30号について、質疑はあるか。 | | |
| | 教育総務課長 | 学識者の講評に対して、教育委員や担当部署が検討する機会はあるのか。 今回、学識者から頂いた最終的な講評を報告書に掲載しており、再度の意見聴取は行わないものである。各所 | | |

| | | |
|-------|------------|--|
| 議案第6号 | 教育長 | <p>管課で学識者からの指摘事項等を踏まえ、次年度の事業実施に活かしていくことになる。</p> <p>今回の点検評価の内容をしっかりと踏まえ、次年度のアクションを起こしていくようお願いする。</p> <p>それでは、令和5年度教育委員会の事務に関する点検評価報告書については、このような形で議会に報告することとしてよいか。</p> |
| | 各委員 教育長 | <p>承認 議案第30号は、承認する。</p> |
| | 教育長 | <p>議案第6号「新座市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規程について」を学務課長から説明願う。</p> |
| | 学務課長 | <p>令和4年埼玉県条例第30号で、職員の高齢者部分休業に関する条例が制定されたことに伴い、本市の学校職員の服務規程の一部を改正するものである。</p> <p>高齢者部分休業は、定年延長後60歳に達した職員が61歳以降引き続き勤務する際に取得でき、定年退職となるまでの間、常勤職員の身分のまま、原則としてその勤務時間の半分を上限として休業できる制度である。勤務しない時間については、給与が減額される。その申請に当たっては、市町村教育委員会が定める日までに申請し、服務監督権者が公務の運営に支障がないと認める場合に承認されるものである。承認は、年度単位となる。</p> <p>これにより、新座市立小、中学校職員服務規程第17条の10に高齢者部分休業の承認申請について、第17条の11に変更承認について、また別表第13の5を追加するものである。</p> |
| | 教育長 委員 | <p>議案第6号について、質疑はあるか。</p> |
| | 学務課長 | <p>県の条例はいつ制定されたのか。</p> |
| | 教育長 | <p>令和4年に埼玉県条例第30号で定められ、運用開始は、令和6年4月1日以降である。</p> |
| | 学務課長 | <p>勤務時間の半分を部分休業できるということは、1日の勤務時間の半分という意味か、それとも月の勤務日数の半分という意味か。</p> <p>高齢者部分休業の勤務形態として3パターン示されている。週の勤務時間が①20時間15分、②28時間45分、③33時間45分ということである。例えば、①のパターンは、7時間45分の勤務が2日、4時間45分の勤務が1日、あとの2日が休みというものであり、これが上限となる。②は5時間45分掛ける5日間、③は6時間45分掛ける5日間という例である。</p> |
| | 委員 | <p>60歳で定年退職という人生設計をされていた方が、61歳でも働かなければいけなくなったときに、多様な働き方に対応するための制度ということで承知いただければと思う。</p> <p>議案の上段にある修学部分休業取消申請書というのは、</p> |

| | | |
|--------------|--|--|
| | <p>学務課長</p> <p>教育長 各委員 教育長</p> | <p>どこから来ているのか。</p> <p>こちらは、高齢者部分休業とは関係がなく、その前の条文になるのだが、教職員が大学等で専修免許等を取得する際の休業を修学部分休業と言っている。</p> <p>他に質疑がなければ、承認としてよいか。</p> <p>承認 議案第6号は、承認する。</p> |
| <p>議案第7号</p> | <p>教育長</p> | <p>議案第7号「新座市立小・中学校教職員の人事異動について」は、人事案件のために非公開となる。本日の会議終了後に関係部署から資料を配布させていただいて、審議をお願いしたい。</p> |
| <p>諸報告</p> | <p>教育総務課長</p> | <p>一般社団法人朝霞青年会議所から申請のあった「王様取りゲーム～仲間との作戦を駆使して敵王を討取れ！～」を始めとして、4件の事業に対して名義後援の承認を行った。</p> |
| | <p>学務課長</p> | <p>今年度は、4月から毎月インフルエンザ等による臨時休業が発生しており、1月は13校46学級2学年、2月は9日（金）までで15校51学級5学年で学級閉鎖や学年閉鎖をしている。胃腸炎による閉鎖も起きているため、校長会議でも注意喚起をしたところである。</p> |
| | <p>教育支援課長</p> | <p>令和5年度新座市学校評価システム自己評価の結果について報告する。</p> <p>市立各小中学校の教職員が行った自己評価の結果を新座市全体、小学校全体、中学校全体でまとめたもの及び学校ごとの評価結果と課題報告書を資料として配布したので、御覧いただきたい。市内全体の傾向としては、評価項目の5つ目「保護者・地域との連携協力」が小学校、中学校とも中間評価時の数値よりさらに向上していたことから、学校応援団や各種ボランティアなどと連携した持続可能な教育活動を実現させるための工夫が継続的に推進されていることが分かった。</p> <p>また、教育活動の様子を見ていただく機会についても、時間の設定を工夫するなどして、より多くの方に、より身近に訪ねただけのようにしている学校が多くなっている。9月に入れ替えた新しい校務システムの機能を効果的に活用して、学校のホームページや学校だより等で日常的に情報を発信する学校が多くなっている。</p> <p>中間評価から最も数値が向上したのは、評価項目の2つ目「学力向上」である。新座市のICT環境を積極的に活用して、誰一人取り残さない授業づくり、児童生徒が主役となり、主体性を発揮して学びに向かうことのできる授業づくりの視点で授業改善が進んでいる。今年度</p> |

| | | |
|--|-------------------------------------|--|
| | <p>生涯学習スポーツ課長</p> <p>教育相談センター室長</p> | <p>の取組が次年度の各種学力調査の結果としてどのように反映されるかを教育委員会で丁寧に分析し、今後も各校の研究を支援していく。</p> <p>今後の課題としては、評価項目の3つ目「豊かな心の育成」が挙げられる。中間評価、本評価ともA評価であり、特にポイントが低い学校も見られないが、中間評価からの伸びが見られなかった。多様性を理解し、互いを認め合いながら、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることは、学力向上や健康、体力の向上の項目とも関連してくるものとする。教育委員会としては、この項目のポイントが高い学校の取組の分析や共有を進めていく。</p> <p>学校評価の結果は、市のホームページ及び各学校のホームページで公開する。</p> <p>令和6年1月28日（日）に総合運動公園周辺コースで、新座市スポーツ協会主催の第57回新座市ロードレース大会を4年ぶりに開催した。小学生、中学生、一般、壮年の部など、男女合わせて660人の参加があった。当日は陸上競技場改修工事のため、場内の使用ができなかったが、寒中にもかかわらず穏やかな天候の中、事故、トラブルもなく無事終了することができた。</p> <p>2件の報告をする。</p> <p>①令和6年度新座市通級指導教室についてである。令和6年度から新たに新開小学校に難聴・言語障がい対象のきこえとことばの教室、新堀小学校に発達障がい・情緒障がいのふらねっとルーム、第四中学校に同じく発達障がい・情緒障がいのFLANETルームを新設する。</p> <p>中学校については、巡回型で指導者が各校に出向いて指導を行う。現在、通常の学級にも支援を要する児童生徒が大変増えてきており、インクルーシブ教育の理念に基づき適切な支援が行えるよう、学校と連携して受皿を広げていく。</p> <p>②適応指導教室の名称変更についてである。現在、新座市適応指導教室として「ふれあいルーム」及び「とことこぷらすのへや」で、学校に行きづらい児童生徒の支援を行っている。以前より「適応指導という呼び方に違和感がある。」、「自分が不適応と言われているようだ。」などといった御意見があり、文部科学省は2003年度に適応指導教室と教育支援センターの呼称を併用し始め、2019年度に適応指導教室から教育支援センターに完全に切り替えている。</p> <p>それに伴い、2022年6月には自治体に対しても、不登校児童生徒や保護者にとって抵抗感を減らし、親しみやすいものにするために、教育支援センターもしくは</p> |
|--|-------------------------------------|--|

| | | |
|--------|--|--|
| | | <p>各教育委員会等において工夫された名称に改称を推奨する通知が出された。そこで、本市においても、社会的自立を目指し、主体的に学ぶ子供たちの育成を図っていくという趣旨を踏まえ、「適応指導教室」から「教育支援ルーム」という名称に変更し、要綱の一部改正をするとともに、今後周知を図っていく。</p> |
| 教育長 | | <p>諸報告に対する質疑、意見等はあるか。</p> |
| 委員 | | <p>名義後援について、No.69の新座市合唱連盟の有料／無料の欄に「1,000円」と記載があるが、これは入場料ではなく、団体の参加費である。</p> |
| 教育総務課長 | | <p>本来であれば、「参加費 1,000円」と記載すべきであり、表現が適切ではなかったため、修正させていただきたい。</p> |
| 委員 | | <p>名義後援について、No.67のこどもまんなかネットワーク新座が実施する子供の居場所づくりは大変重要で、市内にそのような場所ができたらいと常々思っているところである。こちらは、新規で承認する団体だと思うが、どのような団体かを教えてほしい。</p> |
| 教育総務課長 | | <p>詳細について資料を持ち合わせていないので、次回の教育委員会定例会で説明させていただきたい。</p> |
| 委員 | | <p>学校評価システム自己評価についてだが、評価基準が変わったように思うが、変更されているか。</p> |
| 教育支援課長 | | <p>特に「保護者・地域との連携協力」では非常にSが多いので、コミュニティ・スクールとしての成果が表れているのではないかと思った。</p> <p>令和5年2月に学校評価システムの推進マニュアルを変更し、令和5年度の間評価から新たな基準で評価をしている。新しい評価基準としては、S、A、B、Cの4段階評価となっている。</p> |
| 委員 | | <p>学校評価システム自己評価で「組織運営」に関してBやCが見受けられるが、懸念するような事柄ではないという理解でよいか。</p> |
| 教育支援課長 | | <p>組織運営については、御指摘のとおり、市内全体の評価としてはA評価となっているが、いくつかC評価もある。学校に聞き取りをしたところ、組織としての取組が各職員にまで浸透していなかったり、自分がやっていることで合っているか自信がない職員がいたりすることが分かったため、教育課程の編成や学力向上について、担当の指導主事が学校の研修に参加をして先生方に説明するような取組も行っている。</p> |
| 教育長 | | <p>組織運営は、働き方改革で少しずつ良くなっている</p> |

| | | |
|-------|-----|--|
| その他 | 教育長 | <p>が、一気に進むというものでもない。月の残業時間が80時間を超える職員もかなり少なくなったが、まだ何人かおり、今まさに改革の最中と言える。</p> <p>その他に特になければ、次回の会議日程を確認する。 令和6年第2回臨時会を3月13日(水)午後0時30分から市役所第二庁舎3階教育長室で、令和6年第3回定例会を3月25日(月)午後3時から市役所本庁舎3階301会議室で開催する。 この後、議案第7号「新座市立小・中学校教職員の人事異動(内申)について」を審議したい。関係部署以外の方は退席願う。</p> |
| 議案第7号 | 教育長 | <p>議案第7号「新座市立小・中学校教職員の人事異動(内申)について」は、人事案件につき、非公開とする。</p> <p style="text-align: center;">(非公開)</p> |
| | 教育長 | <p>議案第7号「新座市教育委員会事務局職員の人事異動について」は、承認する。</p> |
| 閉会 | 教育長 | <p>これをもって、令和5年第2回新座市教育委員会定例会を閉会する。</p> <p style="text-align: right;">午後4時</p> |

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員

書 記